

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
が休みのときは、その翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- ◇ 選管告示 参議院地方選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附等の報告書の要旨
- ◇ 教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 保母試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第五百六十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年八月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第五百六十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年八月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十三年七月十八日	タムラ病院	鳥取市瓦町九

#### 一 実施の目的

結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

#### 二 実施する区域 別表のとおり

#### 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

##### 1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

##### 2 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

##### 3 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり  
五 検査の方法

- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 2 プルセラ病検査 プルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 4 だに駆除 BHC散布
- 5 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表  
結核病検査及びプルセラ病検査

実施の期日	実施の期日		実施区域	実施場所
	一 次	二 次		
八月十九日	八月十九日	八月二十一日	鳥取市	明治検診場
" 二十日	" 二十日	" 二十二日	"	美穂"
" 二十一日	" 二十一日	" 二十四日	"	"
" 二十二日	" 二十二日	" 二十六日	河原町	河原"
" 二十三日	" 二十三日	" 二十九日	"	国英"
" 二十四日	" 二十四日	" 三十日	"	散岐"
" 二十五日	" 二十五日	" 三十一日	八東町	丹比"
" 二十六日	" 二十六日	" 三十一日	大栄町	大谷、妻波"
" 二十七日	" 二十七日	" 三十一日	東伯町	福永、山田、公文"
" 二十八日	" 二十八日	" 三十一日	"	下光好、光好"
" 二十九日	" 二十九日	" 三十一日	大栄町	西高尾、東高尾、亀谷"
" 三十日	" 三十日	" 三十一日	"	別所、六尾、瀬戸、下種"
" 三十一日	" 三十一日	" 三十一日	東伯町	美好、下大江"
" 九月一日	" 九月一日	" 三十一日	大栄町	島、穂波、西穂波、干目"
" 二日	" 二日	" 三十一日	東伯町	金屋、松下、森藤"

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

ひな白痢検査

実施の期日	実施区域	実施場所
八月二十三日	倉吉市	富海検診場
" 二十八日	三朝町	大河原"
" 二十八日	倉吉市	大谷"
八月二十七日	倉吉市	各鶏舎
" 二十八日	"	"

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和四十三年七月七日執行の参議院地方選出議員選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十三年八月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和43年7月7日執行 参議院地方選出議員選挙
- 2 期 間 4月22日から 7月20日まで 第1回分

3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 2,747,200 円

4 報告書の要旨

候補者氏名	足鹿	党	所属党派	日本社会党	出納責任者	小田 誠次
-------	----	---	------	-------	-------	-------

収入	主たる寄附	支出	人件費	555,700 円
	(氏名)		家屋費	120,160
	(職業)		選挙事務所費	120,160
	(寄附額)		集合会場費	0
	円		通信費	254,290
	農業政策研究会		交通費	281,547
	鳥取県総評議会		印刷費	99,600
	日本社会党		広告費	199,470
	日本社会党県本部		文具費	69,540
	日本社会党		食糧費	155,550
	全日農県本部		宿泊費	252,422
			雑費	17,812

その他の寄附	3件	2,500	今回計	2,006,091
その他の収入		500,000	前回計	0
今回計		4,002,500	今回計	2,006,091
前回計		0	前回計	0
総計		4,002,500	総計	2,006,091

報告書受理年月日	昭和43年7月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	仲原 善一	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	山下 作蔵
-------	-------	------	-------	---------	-------

収入	支出
主たる寄附 円	人件費
(氏体名) (職業) (寄附額)	家屋費
自由民主党 2,000,000	選挙事務所費 349,900
農業政策研究会 700,000	集会会場費 72,313
全国共済農業協同組合連合会 300,000	通信費 257,534
全国小売酒販政治連盟 100,000	交通費 269,300
島根県農協農政協議会 50,000	印刷費 160,180
日本自治同志会 50,000	広告費 98,880
日本歯科医師政治連盟 30,000	文具費 37,885
	食糧費 150,465
	宿泊費 106,200
	雑費 35,908
その他の寄附 0件	
その他の収入 0	
今回計 3,230,000	今回計 1,976,065
前回計 0	前回計 0
総計 3,230,000	総計 1,976,065

報告書受理年月日 昭和43年7月22日 第1回報告分

候補者氏名	米村 健	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	田江 裕
-------	------	------	-------	---------	------

収入	支出
主たる寄附 円	人件費
(氏体名) (職業) (寄附額)	家屋費
南博 商 業 50,000	選挙事務所費 7,000
石尾実 団体役員 50,000	集会会場費 11,000
日本共産党鳥取県委員会 36,000	通信費 37,495
鈴木 鋭 団体役員 30,000	交通費 3,100
江原 勝 商業 30,000	印刷費 93,500
	広告費 43,000
	文具費 6,290
	食糧費 0
	宿泊費 6,500
	雑費 2,300
その他の寄附 98件	
その他の収入 30,000	
今回計 549,1000	今回計 273,885
前回計 0	前回計 0
総計 549,100	総計 273,885

報告書受理年月日 昭和43年7月22日 第1回報告分

# 教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年八月九日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

## 鳥取県教育委員会規則第六号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項ただし書を削る。

別表第三の表を次のように改める。

職 名	学 歴 免 許	初 任 給
運 転 士	中 学 卒	一七、一六六円
用 務 員	高 校 卒	一七、六六六円
	中 学 卒	一六、四六四円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

# 公 告

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により、昭和43年度鳥取県保母試験を次のとおり実施する。

昭和43年8月9日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

### 1 試験期日

#### (1) 筆記試験

昭和43年9月1日(日曜日)及び9月2日(月曜日)

#### (2) 実地試験

昭和43年9月3日(火曜日)又は9月4日(水曜日)のいずれかの日に行なうこととし、受験者が受験すべき日は、受験票で指定する。

### 2 試験の日時制

月 日	試 験 科 目	時 間
9月1日	児童心理学及び精神衛生	9時10分~10時40分
	児童福祉事業概論	10時50分~12時20分
	看護学及び実習	13時0分~14時30分
	保育理論	14時40分~16時10分
9月2日	保健衛生学及び生理学	9時10分~10時40分
	社会福祉事業一般	10時50分~12時20分
	栄養学及び実習	13時0分~14時30分
	保育実習(学科)	14時40分~15時25分

00078

9月3日 9月4日	保育実習(作文・絵画製作) 保育実習(実地)	15時30分～16時30分 9時10分～16時0分
--------------	---------------------------	------------------------------

3 試験場所

- (1) 筆記試験 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 実地試験 倉吉市大平町(上井駅下車徒歩8分)

鳥取県立保育専門学校

4 受験手続

- (1) 保母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 保母試験受験申請書

イ 履歴書

ウ 戸籍抄本

エ 受験資格を証明する書類

オ 写真(受験申請前6月以内に撮影した名刺判正面上半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。)

- (2) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第41条の2第1項又は第2項の規定により試験科目の一部免除を受けようとする者は(1)に掲げる書類のほか保母試験受験科目免除願を提出すること。

なお、他の都道府県で一部科目に合格している場合は、その都道府県の合格証明書を、厚生大臣の指定する学校又は施設において、その指定する科目を専修した場合は、学長の発行した専修証明書を添付すること。

5 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円

- (2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、保母試験受験申請書の所定欄にはりつけると。この場合消印をしないこと。
- (3) 既納の手数料は、返還しない。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】